

議 案 第 2 号

令和2年度世田谷区国民健康保険事業会計予算

令和2年度世田谷区国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80,585,542千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、「保険給付費」の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間とする。

令和2年2月19日提出

世田谷区長 保 坂 展 人

(単位：千円)

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
21 国民健康保険料		24,941,605
	01 国民健康保険料	24,941,605
22 一部負担金		4
	01 一部負担金	4
23 使用料及手数料		75
	01 手数料	75
26 都支出金		47,835,213
	02 都補助金	47,835,213
27 繰入金		7,751,095
	01 一般会計繰入金	7,751,095
28 繰越金		1
	01 繰越金	1
29 諸収入		57,549
	01 延滞金加算金及過料	20,004
	02 特別区預金利子	1
	03 雑収入	37,544
歳 入 合 計		80,585,542

(単位：千円)

歳 出		
款	項	金 額
21 総 務 費		390,461
	01 総 務 管 理 費	390,461
22 保 険 給 付 費		47,796,402
	01 療 養 諸 費	42,242,231
	02 高 額 療 養 費	5,166,130
	03 出 産 育 児 費	279,860
	04 葬 祭 費	48,090
	06 移 送 費	310
	07 結 核 ・ 精 神 医 療 給 付 金	59,781
24 共 同 事 業 拠 出 金		15
	01 共 同 事 業 拠 出 金	15
25 保 健 事 業 費		942,870
	01 保 健 事 業 費	10,129
	02 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	932,741
26 職 員 費		740,094
	01 職 員 費	740,094
27 諸 支 出 金		201,088
	02 公 債 費	126
	03 償 還 金 及 還 付 加 算 金	200,962
32 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		30,484,612
	01 医 療 給 付 費 分	20,763,667

(単位：千円)

款	項	金額
	02 後期高齢者支援金等分	6,784,753
	03 介護納付金分	2,936,192
34 予備費		30,000
	01 予備費	30,000
歳出合計		80,585,542